

専 決 処 分 事 項 の 承 認 に つ い て

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 3 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 9 号）について、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和 4 年 2 月 22 日提出

鹿沼市長 佐 藤 信

専 決 処 分 書

令和3年度鹿沼市一般会計補正予算（第9号）に
ついて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙の
とおり専決処分をする。

令和4年1月18日

鹿沼市長 佐藤 信

令和3年度鹿沼市一般会計補正予算（第9号）

令和3年度鹿沼市の一般会計の補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,121,804千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47,112,705千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		8,777,874	1,121,804	9,899,678
	2 国庫補助金	3,612,738	1,121,804	4,734,542
歳入	合計	45,990,901	1,121,804	47,112,705

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		16,815,383	1,150,268	17,965,651
	1 社会福祉費	9,086,608	1,139,364	10,225,972
	2 児童福祉費	6,262,655	10,904	6,273,559
7 商工費		2,875,790	△28,464	2,847,326
	1 商工費	2,875,790	△28,464	2,847,326
歳 出	合 計	45,990,901	1,121,804	47,112,705

第2表 繰越明許費補正

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	臨時特別給付金事業	544,900